

### 意見書 (要旨)

**東関東自動車道水戸線潮来～鉦田間の整備計画区間への早期格上げに関する意見書**

茨城県においては、北関東、圏央道など高速道路ネットワークの整備が進められているところであり、県土の発展に大いに寄与しているところである。

中でも、東関東自動車道水戸線は、茨城空港へのアクセス、企業立地の促進、農業の振興、医療サービスの向上など今後の地域の発展を支える欠かすことのできない重要な幹線道路である。

しかしながら、本県の高速道路

の中で、本路線の潮来～鉦田間だけが事業化に至っておらず、高速道路ネットワークが未完成となっている。

本路線は、国家的視点としても、鹿島港や茨城港、成田空港、茨城空港など世界の玄関口となる交通拠点への円滑なアクセスの確保による国際競争力の強化や、首都直下地震などの災害時における首都圏の放射状道路の代替路線確保など、不可欠な幹線道路である。

潮来～鉦田間については、平成九年に基本計画へ位置付けられた以降、未だ基本計画のままとなっ

ているが、昨年十月には整備計画格上げの前提となる都市計画決定がなされたことから、事業化に向けた準備が整っている状況である。

以上を踏まえ、国においては、以下の施策を講じられるよう、強く要望する。

- 1 早期に国土開発幹線自動車道建設会議を開催すること。
- 2 東関東自動車道水戸線の未事業化区間である潮来～鉦田間について、整備計画区間へ格上げすること。

### 一般質問 (要旨)

**少子化対策の将来ビジョンは結婚や子育てに夢や希望が持てるよう積極的に取り組む**

議員(自民) 未婚化、晩婚化、そして子どもを持たない夫婦の問題に対してどう取り組むのか。併せて国の存亡にもかかわる少子化対策の将来ビジョンを伺う。

知事 全県的な結婚支援活動の展開や保育サービスの充実、放課後の居場所づくりなどを進める。少子化対策は、国をあげて取り組むべき最重要課題。結婚・子育てのポジティブキャンペーンの実施や国、市町村と連携した施策の充実、若者の雇用の安定、子育てにかかる経済的支援などに取り組んでいく。

議員 県産農産物のブランド力を高めていく手法として、フランスのAOC(原産地呼称統制)を参考にした原産地呼称制度を取り入れていくことが極めて有効と考えるが、所見を伺う。



「家族・地域のきずな」フォーラム

農林水産部長 茨城県ブランドの向上にさらに積極的に取り組む必要がある。小規模でも特徴的な産地をトップブランドに育てるAOCを参考にした手法も有効であり、関係団体などとの意見交換を通じて意識醸成を図り、必要な支援を検討していく。(ほかに、消費者行政の強化、エコの視点を付加した交通信号の管制制御なども質問)

**県税免除企業に雇用確保の要請を様々な機会に要請していきたい**

議員(共産) 今やるべきは現行法を最大限活用してこれ以上の派遣切りをやめさせること。産業活性化条例で課税免除している千三百七十八企業、従業員五十人以上の三千三十九社に対する雇用確保の直接要請を求める。

知事 労働法令の遵守については国が経営者団体や直接企業に指導助言を行っている。私も昨年十二月に経済四団体に対して直接要請した。今後も様々な機会を捉えて要請していきたい。

議員 国民健康保険で保険料滞納による被保険者資格証明書発行は県内で八千世帯にのぼる。窓口全額負担となるため受診を控え重症化して死に至る事態も起きている。県は医療の必要を申し出た場合には短期被保険証を発行できるといふ国の通知を市町村に徹底し、早期実施と資



就職支援センターでの相談の様子

格証明書発行をやめさせるよう指導すべきである。

知事 国の法令や通知と異なる働きかけはできないが、電話や戸別訪問などで十分な実態把握に努め、適切な運用がなされるよう市町村に助言していく。(ほかに、つくば市中原金田台地区のオオタカ保全、中小企業の資金繰り支援策なども質問)

**北関東道笠間PAの活用方策はイベント開催や情報発信などで本県PRに努める**

議員(公明) 平成二十三年度に北関東道が全線開通した際には、県民生活や地域産業に大きな効果がもたらされると考える。本県唯一のパーキングエリアである笠間PAを情報発信拠点として活用し、観光や地場産物の販路拡大につなげていくべきと考えるが、その活用方策を伺う。

知事 笠間PAは、昨年十二月のオープン以来、予想を超える利用者がいる。観光キャンペーンやポスター・パンフレットなどによる情報発信、農産物の直売イベント開催を検討する。さらに、ネクスコ東日本に対し営業施設などの設置を働きかける。

議員 老朽化が甚だしい県立こども福祉医療センターの整備について、今後の対応を伺う。

保健福祉部長 施設の一部は耐



笠間PAでの笠間市観光キャンペーン

震化が必要と診断された。一日も早い建て替えを目指していく。それまでの対応としては、一部の部屋の使用中止や避難訓練の強化などで安全確保を図る。また、整備検討委員会を設置し、施設のあり方を検討する。

(ほかに、障がい者訓練の拡充、高等学校や特別支援学校の就職支援、交通事故対策と振り込め詐欺対策なども質問)

**県議会を傍聴しませんか**

本会議は、特別の場合を除き、誰でも傍聴できます。傍聴を希望される方は、県議会議事堂の傍聴受付で傍聴券を受け取って入場してください。(傍聴席は三百席で先着順です。)

なお、手話通訳の申し込み方法や本会議等の日程など、詳細について知りたい方、また、常任委員会や特別委員会の傍聴の仕方などについて知りたい方は、議会事務局議事課にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

電話 〇二九一三〇一一五六三四  
FAX 〇二九一三〇一一五六二九

**県議会の情報公開について**

県議会情報公開制度は、広く開かれた県議会の実現のため、公文書を開示、提供する制度です。インターネットを利用した開示請求もできるようになっています。

お問い合わせ先

議会事務局総務課  
電話 029-301-5613  
「いばらき電子申請・届出サービス」  
<https://www1.asp-ibaraki.jp/home/>